

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金に係るQ & A

問 厚生労働大臣による財産処分承認手続きの取扱い如何。

(答) 本交付金については、管理運営要領に基づき、厚生労働大臣の財産処分承認手続きを行うものであるが、個別の具体的な取扱いについては、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日付社援発第0417001号社会・援護局長通知)に準じて行うこととする(本交付金で取得した施設等については、上記通知における「社会・援護局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」(以下、「社援局承認基準特例」という。)についても適用する。)

ただし、「補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われる抵当権の設定」については、承認手続きの簡素化の観点から、当該施設の整備に係る交付決定を行う都道府県において、資金計画や償還計画等に基づき抵当権の設定の審査を行った上で承認することとし、当該承認をもって厚生労働大臣の承認があったものとみなすこととする。

なお、抵当権が実行に移される際に、財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認すること。

また、本交付金により改築又は増改築する場合の「社会福祉施設等施設整備費補助金等で取得した既存施設の取壊し又は廃棄」については、財産処分承認基準通知の社援局承認基準特例に基づき、取壊し又は廃棄(契約行為を含む。)の前に、都道府県から地方厚生(支)局長(貸付金の場合は厚生労働大臣。以下、同じ。)に対して報告することをもって、地方厚生(支)局長の承認があったものとみなすこととしたので、留意されたい。